

「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第2470300027号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 経営法人	2
2. 鈴鹿市社会福祉協議会訪問介護事業所「社協」の概要	
(1) 提供できるサービスの種類と地域	
(2) 当事業所の職員体制	
(3) サービスの提供時間帯	
3. サービス内容	3
(1) 身体介護	
(2) 生活援助	
(3) 訪問介護員について	
4. 利用料金	4
(1) 利用料	
(2) 交通費	
(3) キャンセル料	
(4) その他	
5. サービスの利用について	5
(1) サービスの利用開始	
(2) サービスの終了	
6. 緊急時の対応について	6
7. 個人情報の保護	
8. サービス内容に関する苦情	

訪問介護重要事項説明書

1. 経営法人

法人名	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
所在地	三重県鈴鹿市神戸地子町383番地の1
電話番号	059-382-5971
代表者	会長 亀井 秀 樹
設立年月日	昭和 45年 2月 10日

2. 鈴鹿市社会福祉協議会訪問介護事業所「社協」の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業の目的	介護保険の制度に基づき、利用者が要介護認定を受けた場合において可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援を行うことを目的とする
事業所名	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 訪問介護事業所「社協」
介護保険指定番号	訪問介護（三重県指定 2470300027 号）
所在地	鈴鹿市神戸地子町383番地の1
電話番号	059-382-8200
管理者氏名	古市 真弘
運営方針	事業所の訪問介護員は、要介護等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護計画を作成し、地域社会のインフォーマルな資源を盛り込んでそのサービスの実施にあたる
サービスを提供する地域	鈴鹿市、亀山市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

令和 7 年 4 月 1 日

	資 格	人 数
管 理 者		1 名
サービス提供責任者	介 護 福 祉 士	5 名
訪問介護員	介 護 福 祉 士	5 名
	ホームヘルパー研修1級修了者	1 名
	ホームヘルパー研修2級修了者	2 名

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯	早 朝	夜 間
	8:00～18:00	7:00～8:00	18:00～21:00
平 日	○	○	○

土・日・祝日	○	○	○
--------	---	---	---

3. サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助 …………… 食事の介助を行います。
- ・入浴介助 …………… 入浴の介助又は、清拭等を行います。
- ・排泄介助 …………… 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- ・通院介助 …………… 通院の介助を行います。
- ・体位変換等 …………… 体位の変換を行います。

(2) 生活援助

- ・買物 …………… 日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
預金・貯金の引き出し、預入れは行いません。
- ・調理 …………… 食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません)
- ・掃除 …………… 居宅の掃除を行います。(居宅以外の敷地の掃除は行いません)
- ・洗濯 …………… 衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません)

4. 利用料金

(1) 利用料

サービスを利用する場合は、原則として「基本料金」の1割から3割が自己負担となります。
ただし、介護保険の区分支給限度基準額を超えたサービス利用分は全額自己負担となります。

	20分未満 (15分程度)	30分未満 (25分程度)	30分～1時間 (50分程度)	1時間～1時間30分 (80分程度)	1時間30分以上 (30分増す毎に)
身体介護	179単位	268単位	426単位	624単位	90単位を追加

	時間と単位例			
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上	身体30分未満 生活20分以上 45分未満の場合	身体30分未満 生活70分以上
	197単位	242単位	340単位	483単位

※制度の改正等により単位数が変更になった場合は文書により通知します。

- * 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～6時)は50%増しとなります。
- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、訪問介護員2人の訪問が必要な場合は、2人分の利用料となります。
- * 事業者へ支払われるサービス費は特定事業所加算Ⅱ(合計単位数×10.0%)、介護職員等処遇改善加算Ⅱ(合計単位数×22.4%)、地域区分加算(10.42円)を乗じた額となり、1割から

3割が利用者負担となります。

- * サービス提供責任者が契約月に初めて支援を行った場合、並びに2ヶ月間のご利用がなかった場合、初回加算として200単位／月が加算となります。
居宅サービス計画以外の身体介護の緊急時支援は緊急時訪問介護加算が100単位／月2回の加算となります。なお、初回加算・緊急時加算ともに1割から3割が利用者負担となります。
- * 通院等介助が必要な場合、院内待機料金は自費サービスのご利用となります。(別途契約が必要です)

	サービス利用時間	金額
通院等介助 (待機時間のみ)	15分以上 30分以内	1,000円
	30分以上 1時間未満	1,500円
	1時間以上 1時間30分以内	2,000円
	以降30分ごとに	500円加算
自費サービス	15分以上 30分以内	1,500円
	30分以上 1時間未満	2,000円
	1時間以上 1時間30分以内	3,000円
	以降30分ごとに	1,000円加算

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方はヘルパーが訪問するための交通費の実費が必要です。

(自動車使用の場合、通常の事業実施地域を越えた地点から1Kmあたり20円の実費)

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。(連絡先:(059)382-8200)

①	ご利用の前日までにご連絡いただいた場合	無 料
②	ご利用前日までにご連絡がなかった場合	1,000円

* 特別な理由の場合はこの限りではありません

(4) その他

① 利用者宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用、また業務を行うために必要な消耗品等の費用は利用者負担となります。

② 料金のお支払い方法

利用料のお支払いは、原則として口座引落となります。

毎月20日までに前月分の請求をし、当月26日に料金を振替させていただきます。

なお、口座引落の代行業務を三井住友カード株式会社に委託します。

他のお支払い方法を希望される場合は、別途ご相談させていただきます。

5. サービスの利用について

(1) サービスの利用開始

- ① 利用者と事業者が契約を結び、サービスの提供を開始します。
- ② 介護支援専門員による居宅サービス計画に基づいて訪問介護計画書を作成します。
- ③ ヘルパーについて
(サービス提供時)
 - ・訪問時は手洗いや手指消毒を行い、感染症等のまん延防止に努めます。また室内換気にご協力ください。
 - ・感染症等の流行時にはマスクの着用をお願いすることがあります。
 - ・必要に応じて予防着やフェイスシールドを着用して支援を行う場合があります。
 - ・ヘルパー訪問にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。
 - ・利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
 - ・利用者から特定のヘルパーを指名することは出来ませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたらサービス提供責任者、又は相談窓口等に遠慮なくご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の訪問介護事業所を紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・介護保険施設等に入所した場合
 - ・要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
 - ・死亡した場合
- ④ その他
利用者やご家族などが当事業所やヘルパーに対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、もしくはサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず60日以内に支払わない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただきます。

6. 緊急時の対応について

- ① ヘルパーは、サービス提供中に利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに事業所へ連絡し、事業所はご家族や関係機関などへ連絡を行います。
また、ヘルパーは必要に応じて救急車を要請し、到着までの対応を行いますが、救急車への同乗はできませんのでご了承ください。
- ② ヘルパーは、サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、必要により利用者の避難等を行うとともに、事業所へ連絡の上その指示に従います。

- ③ 事業者は、上記の対応及びサービス提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者、その家族に連絡を行うとともに必要な措置を行い、その内容を記録します。

病院名			主治医氏名	
			連絡先	
ご家族	氏 名			
	連絡先			

※訪問介護緊急連絡 080-3537-5594

7. 個人情報の保護

利用者及びご家族の個人情報の取り扱いについては、「鈴鹿市社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき慎重に取り扱います。但し、業務の円滑な実施(サービス担当者会議・ケース会議等)のため他のサービス機関と個人情報を共有する場合においては事前に「個人情報提供同意書」を取り交わし、同意を得た上で行います。

8. サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所の訪問介護に関するご相談・苦情は下記までご連絡ください。

苦情担当受付け	鈴鹿市社会福祉協議会	野村 浩美 ・ 田邊 あき江
電 話	(059)382-5233	月～金 8:30～17:15

- ② 当法人では、公平な立場で苦情等をお聞きする第三者委員を選任しておりますので直接下記の方に申し立てることもできます。

第三者委員	徳山 貴秀 氏
電 話	(059)383-2100
第三者委員	采翠 隆道 氏
電 話	(059)378-8774

- ③ 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

窓 口	鈴鹿亀山地区広域連合
電 話	(059)369-3201
窓 口	三重県健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
電 話	(059)222-4165

令和 年 月 日

介護保険サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 三重県鈴鹿市神戸地子町383番地の1

名 称 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
 訪問介護事業所「社協」

説明者

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護について重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印